

つくばみらい市告示第98号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年6月19日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(つくばみらい市国民健康保険被保険者資格喪失確認処理事務要領の一部改正)

第1条 つくばみらい市国民健康保険被保険者資格喪失確認処理事務要領（平成18年つくばみらい市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）」を「国民健康保険資格確認書等」に改める。

第3条第1項第1号中「被保険者証」を「被保険者資格」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（様式第1号及び様式第2号 別ファイル参照）

(つくばみらい市人間ドック及び脳ドック健診料助成に関する要綱の一部改正)

第2条 つくばみらい市人間ドック及び脳ドック健診料助成に関する要綱（平成18年つくばみらい市告示第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号を次のように改める。

（様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号 別ファイル参照）

(つくばみらい市国民健康保険出産育児一時金受領委任払事務取扱要綱の一部改正)

第3条 つくばみらい市国民健康保険出産育児一時金受領委任払事務取扱要綱（平成19年つくばみらい市告示第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

（様式第1号、様式第2号及び様式第3号 別ファイル参照）

(つくばみらい市国民健康保険住民登録外被保険者事務取扱要綱の一部を改正)

第4条 つくばみらい市国民健康保険住民登録外被保険者事務取扱要綱（平成19年つくばみらい市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けようとするときは、」を「国民健康保険の資格の取得をするときは、」に改める。

第4条見出し及び同条第1項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

第5条中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

様式第1号を次のように改める。

（様式第1号 別ファイル参照）

(つくばみらい市戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部改正)

第5条 つくばみらい市戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務処理要綱(平成20年つくばみらい市告示第73号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「住民基本台帳カード(顔写真あり)」、を削り、別表第2中「住民基本台帳カード(顔写真なし)、国民健康保険証、健康保険証」を「国民健康保険資格確認書、健康保険資格確認書」に改める。

(つくばみらい市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正)

第6条 つくばみらい市子育て短期支援事業実施要綱(平成23年つくばみらい市告示第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号 別ファイル参照)

(つくばみらい市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱の一部改正)

第7条 つくばみらい市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱(平成25年つくばみらい市告示第57号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号 別ファイル参照)

(つくばみらい市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の一部を改正)

第8条 つくばみらい市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領(平成25年つくばみらい市告示第99号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号 別ファイル参照)

(つくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱の一部を改正)

第9条 つくばみらい市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム見守りサポート事業実施要綱(令和2年つくばみらい市告示第122号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号 別ファイル参照)

(つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱の一部改正)

第10条 つくばみらい市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱(令和6年つくばみらい市告示第31号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号 別ファイル参照)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に交付を受けている有効期限内の健康保険の被保険者証を提示し、又は提出した場合は、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の各要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の補正を加え、なお使用することができる。